

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20240115製局第1号  
令和6年1月22日

北海道経済産業局長

経済産業省製造産業局長

## 小型自動車競走法に係る委任事務の処理について

小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に関する事務の委任について（平成25年4月1日付け20130321製第59号）により、小型自動車競走法に基づく地方経済産業局長及び沖縄総合事務局経済産業部長に対する経済産業大臣の権限に係る事務の委任の範囲を変更したところ、これらの事務の処理については、以下の要領に従って実施するようお願いいたします。

なお、令和2年4月1日付け20200318製局第2号「小型自動車競走法に係る委任事務の処理について」は、廃止します。

## 記

### 1. 小型自動車競走の開催届の受理（第4条）

経済産業局長は、管内小型自動車競走施行者から提出された小型自動車競走の開催届を原則として四半期ごとに別紙1の様式に取りまとめて、開催届に記載された最初の小型自動車競走の開始2週間前までに製造産業局長宛て報告することとする。

ただし、別紙1による報告事項に変更があった場合には、別紙2の様式により速やかに報告することとする。

### 2. 小型自動車競走場又は場外車券売場の設置者の地位の承継に関する届出の受理（第6条第9項（第8条第4項において準用する場合を含む。））

経済産業局長は、届出を受理したときは、速やかに当該届出書の写しを添付の

上、製造産業局長宛てに別紙3の様式にて報告するものとする。

3. 小型自動車競走施行者等に対し法律の施行の確保のため必要な命令であって軽易な事項に係る事務（第54条）

（1）第54条、第55条第1項又は第57条第1項の規定に基づく事務の委任の理由は、小型自動車競走の公正又は円滑な実施に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、地域的な事情を常時把握することができ、また小型自動車競走施行者、競走実施法人又は小型自動車競走場等の設置者を直接監督している経済産業局が臨機応変に、かつ、適正確実な措置を採ることが、この法律の施行を確保するため適当であるからである。

従って、一部委任した第54条、第55条第1項又は第57条第1項の規定に基づく権限の行使は、上述の趣旨に従って処理すること。

（2）軽易な事項に関するものとは、小型自動車競走場内の秩序の維持、小型自動車競走の公正又は安全の確保等を阻害するおそれがあり、又は若干阻害している事実に関する法律の施行を確保するため必要な命令をいい、これらの命令をしようとする場合はあらかじめ本省に連絡するものとする。

- （例） ① 小型自動車競走場又は場外車券売場を修理し若しくは改造すべき旨の命令  
② 小型自動車競走場又は場外車券売場の賃貸料を適正にすべき旨の命令

4. 小型自動車競走施行者に対する小型自動車競走の開催の制限に関する命令であって軽易な事項に係る事務及び小型自動車競走場等の設置者に対する業務の制限に関する命令であって軽易な事項に係る事務（第55条第1項）

業務の権限に関する命令であって軽易な事項に関するものとは、観客席、車券売場の一部使用中止、宣伝業務の一部の停止等小型自動車競走の開催に著しい影響を及ぼさない事項に関する命令をいい、これらの命令をしようとする場合は、あらかじめ本省に連絡するものとする。

5. 小型自動車競走施行者等に対する報告徴収又は立入検査であって軽易又は定期的な事項に係る事務（第57条第1項）

立入検査であって定期的なものとは、競走実施法人及び小型自動車競走場又は場外車券売場の設置者に対する定期的な業務、経理監査並びに小型自動車競走場における小型自動車競走の開催の立合監督をいう。なお、立入検査による情報収集を、オンライン会議システム等に置き換えることができる。

(別紙1)

番 号  
年 月 日

製造産業局長 宛て

〇〇経済産業局長

〇〇経済産業局管内〇〇年〇月～〇月の小型自動車競走開催届の送付について

管内小型自動車競走施行者から、〇〇年〇月～〇月に提出のあった開催届を提出します。

<開催届の提出がなされた小型自動車競走施行者の名称>

〇〇〇  
〇〇〇  
〇〇〇

(別紙2)

番 号  
年 月 日

製造産業局長 宛て

〇〇経済産業局長

〇〇経済産業局管内〇〇年〇月～〇月の小型自動車競走開催届の変更届の提出について

管内小型自動車競走施行者から、さきに提出しました〇〇年〇月～〇月の小型自動車競走開催届に変更がありましたので変更届を提出します。

<変更届の提出がなされた小型自動車競走施行者の名称>

〇〇〇

〇〇〇

〇〇〇

(別紙3)

番 号  
年 月 日

製造産業局長 宛て

〇〇経済産業局長

小型自動車競走場（又は場外車券売場）の設置者の地位承継について

標記の件について、小型自動車競走法第6条第9項（又は第8条第4項において準用する第6条第9項）の規定に基づき届出がありましたので提出します。